

## 議員の旅行に関する申し合わせの見直しについて

議員の旅行に関する申し合わせについては、平成4年に道内所管事務調査及び道外議員研修の実施に際して一定の指針を定めることとして運用を開始し、その後、平成7年の改選を機に公費を伴う議員の旅行について再点検をして全員協議会で確認されていた。

さらにその後平成14年に「議員派遣」が制度化されたこともあり、平成15年からの「議会改革特別委員会」での協議も行なわれた結果、平成17年4月1日から現在の内容での運用となっている。

平成から令和に元号も新たになったが、その年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、その後急速に世界中に感染が拡大し、官民を問わず、あらゆる事柄が変化することとなり、このような中、議会においても研修や調査といった議員の活動全般についても変化が生じることとなった。さらに現在はデジタル化への動きが急速に進展してきており、これまで行なわれてきていた調査・研修といった活動についても、あらゆる情報の取得が大きく様変わりし、どこにいても情報の収集が容易に行える環境にもなってきている。このような現状もしょうじていることから、令和4年度には議員の調査及び研修についての見直しを行った。

議員の調査及び研修の実施においては、従来から「議員の旅行に関する申し合わせ」にそって運用されているところだが、調査・研修機会の見直しにより、この申し合わせの内容についても見直しすることが必要となったことから、令和5年の改選期を迎えるにあたり検討を行なう。

### ◆見直しを行なう内容

①旅行区分の任期中1回の道外議員研修を廃止し、所管事務調査を加えた。

②常任委員会の道外所管事務調査について、調査範囲を限定しないこととした。

※従来は申し合わせの中に規定していないが、東京以北で運用していた。今回所管調査を旅行区分に入れたことにより、申し合わせに規定することとした。

③議会を代表する議長の旅行については、これまでの協議を踏まえ「議長は例規上、明文規定がないことから、議員の派遣は必要なく、よって議員の派遣手続きは要しない。」とした。

④議員の派遣については議長会以外の研修参加、議長会主催の公費による研修参加、斜里郡三町（町内含む）研修会等への参加や姉妹町・友好都市などを規定する。

⑤委員の派遣については委員会として承認を行なうこととして派遣の議決はしないことを規定した。

⑦所管事務調査を加え、道外、道内、町内の区分をそれぞれ規定した。

⑧その他の欄に従来の規定に加え、正副委員長の行事出席に係る公費支出について規定した。なお、海外出張について、以前は研修事業を対象としていたが現在は実施されていないため、当分は実施しないとされているが、実情としては海外のチャーター便誘致などの活動に係る事項も現実にはあり、その際は議会を代表する人員となることが予想されるため、ここに含める規程としている。

⑨主として旅行に関する申し合わせであるが、その他欄の正副委員長の行事出席についても規定することから、主題に等を加える⇒「議員の旅行等に関する申し合わせ」